

その行為、障害のある人を傷つけていませんか？

～「障害者虐待防止法」成立をきっかけに考える～

すべての人には、人として幸せに生きていく権利があります。しかし、障害があることだけで、暴力をふるわれたり、心を傷つけられたり、金銭を盗まれたりするなど、人権を踏みにじられることは少なくありません。そこで、障害者への虐待を防ぎ、尊厳を守り、障害のある人たちの社会参加を助けるために、今年6月17日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、障害者虐待防止法)が成立し、2012年10月より施行します。今回は、法成立の背景にある、虐待の現状や虐待を引き起こす要因、施設が取り組む防止策などを通じて、障害者の差別や人権について考えてみたいと思います。

閉鎖的な空間、閉鎖的な考えをあらためることから

家の恥といわれた時代

障害者への虐待は、今に始まったことではありません。「障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議」事務局長の古田朋也さんは、より深刻な問題であった70年代以前の状況についてこう話します。

「障害のある子は家の恥だから外に出したくないと、思われていた時代です。また、現在のように、ヘルパーやデイサービスなど障害者が地域で暮らすための生活基盤も整備されていなかったので、障害者は、一步も外出できず、いわば“座敷牢”に閉じ込められたように、何十年も過ごすケースが少なくなかったのです。核家族化が進む中で、障害児の介護等の負担が母親に集中して追いつめられ、子どもに手をかけてしまう障害児殺し事件も多発していました」

大人数を少人数でみる施設の発想

高度成長期を迎えた70年代には、障害のある人たちが暮らすための入所施設が多数つくられました。「障害者を“保護する”という意味合いが強く、人権を守るという観点は弱かった」と古田さんは話します。施設の多くが交通の不便な場所にあり、外から訪問しにくい環境にあったりもしました。虐待は、こうした閉

鎖的な環境で起こりやすくなります。

「施設がつくられた目的は、多くの障害者を少ない職員で合理的に支援する体制となっています。夜間は2人の職員が50人の利用者をみるところもあります。支援体制が乏しく時間に追われる中、職員は“手がかかる”利用者がいれば『この忙しい時に、こんなことして』と、だんだんエスカレートしていき、以前から叩いたり、ベッドにくくりつけたりする例がありましたが、最近も、力でねじ伏せたり、監禁して中から開けられないように錠をかけたりしていたことがあったようです。本当は本人の行動の裏にあるニーズや訴えは何かを読み取らなければならぬのですが、大人数を少数の職員でみるという、施設の体制やとりまく環境は以前から同じなので、職員が追いつめられ、虐待を引き起こしてしまう構造も変わらないといえます」

虐待防止法はあくまでも対処法

このような虐待を防止するために、今年6月「障害者虐待防止法」が成立しました。来年10月より、虐待を発見した人は通報が義務付けられ、さらには養護者や当事者を対象とした相談窓口が開設される予定です。

ただし、法律が施行されれば、虐待に関わる問題がすべて解決するわけではありません。

「障害者虐待防止法は、あくまでも通報や事件が起きてからの対処が中心で、その根底にある障害者への差別禁止や障害者の人権尊重という観点には及びません」

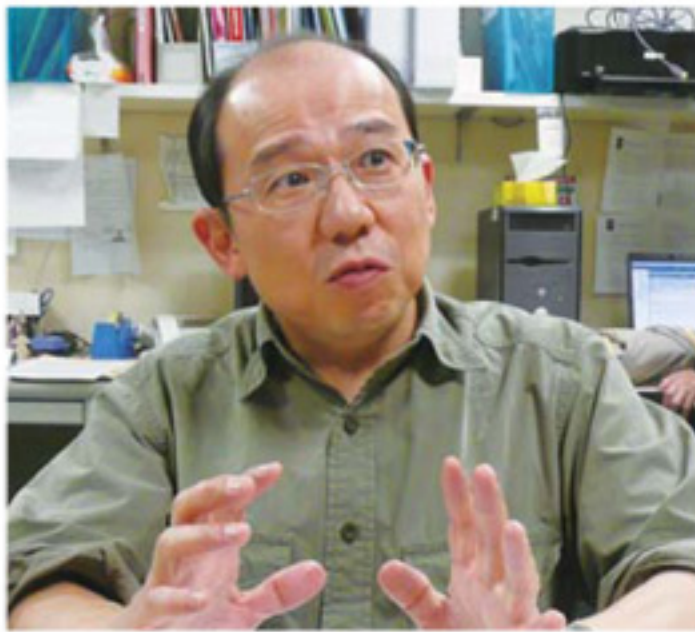
現在、国内では「国連障害者の権利条約」の批准が検討されています。

「障害者権利条約」は、従来からある福祉やリハビリテーションの観点から定められたのではなく、国際人権法に基づき、人権の視点から考えてつくられた条約で、地域で生活する権利、住みたいところに住む権利などにも言及されています。障害者虐待防止法は、この権利条約とともに活用され、虐待発生の要因である社会環境や社会認識を変えていくことが必要です。

まずは、閉鎖性をなくすこと

虐待を引き起こしにくい環境とは、どのようなものでしょうか。

「入所施設の利用者は、外出する機会はほとんどなく、たいてい朝6時に起きて夜9時に寝るまで施設のタイムスケジュールにそって暮らしています。1日3食が用意され、風呂の時間は昼間で、トイレも定時のおむつ交換であったりします。散髪屋が出張にくることもありましたし、お菓子を業者が売りにくることもありました。このように施設の中だけで生活がすべて完結してしまうのは便利なようですが、あまりすすめられません。なぜなら、利用者も職員も外に出る必要がなくなり、地域社会との関係が切れ、閉鎖的な環境になってしまうからで



「障害者の自立と完全参加を目指す
大阪連絡会議(障大連)」事務局長
古田 朋也さん

す。虐待を引き起こさないためには、人の出入りが頻繁にあって、何かあったらそれが外に伝わる環境が不可欠。利用者の外出を増やしたり、ボランティアなど地域の支援者が訪ねられる機会を日常的につくことで、常に風通しのいい環境を維持することが大切です。また閉鎖的な環境に陥ってしまうことは、地域、在宅での介護現場等でも十分ありえることで、地域支援においてもそうならない工夫が求められます」

研修に参加することで柔軟な考えをキープ

虐待の加害者となりやすい職員の教育や労働環境も、見直すべきだと古田さんは考えます。職員には介護の技術以前に、人権に関する教育が必要で行政等でも重視されていますが、研修だけでは、ほんの入口にすぎません。

そして、近年は非正規雇用の職員も多くなり、障害者の尊厳や支援の意識・スキルを十分に学んでいない人が、入れ替わり立ち替わり介護に従事する現状があります。

一方で、ベテランの職員には、別の問題が潜んでいます。「『自分たちがよかれと思ってやっていたことがまわりから見ればいつのまにか非常識になっていた』という話を施設長から、お聞きしたことがあります」と古田さん。

「新しい考えにふれることもなく、何十年も積み重ねられた考えや方法だけが基準となって、施設の中だけで議論されている限り、その施設は閉鎖性から抜け出すことができません。日常的な支援においても、教える立場にある人は注意が必要です。例えば、先輩職員が利用者とのコミュニケーションのつもりで、子どもをからかうような態度で接していたと

します。人権教育を十分に受けていない職員には、『こういうものなんだな』としか映らず、それが“当たり前”になってしまうからです」

打開策としては、古田さんがすすめるのは積極的に外部機関の研修に参加したり、他の事業所の考えを聞き、議論する機会を作ること。知識もスキルも広がり、頭が柔軟になり、対応能力も高まります。

「個別支援」で利用者を力づける

古田さんは施設であっても「個別支援」という原点を再確認する必要性を強調します。

「地域の支援では1人の利用者に対し、1人のヘルパーが対応しています。施設から地域生活に移行された方は毎日の食事を考えたりヘルパーに指示を出したりすることが大変ですし、施設で制約されてきたことの反動から、食べ過ぎたりお金の使い方などが乱れることもあります。しかし過度に心配するのではなく、あくまでも利用者の人権や個性、価値観や居心地のよさを重視し、柔軟に対応しようとしています」

「集団対応」でなく、一人ひとりを丁寧に支援することによって、利用者の尊厳が守られ、利用者も支援者もパワーが出てくるそうです。

「私たち福祉に関わる者は、何にやりがいがあるかといわれたら、利用者の笑顔に出会うことが一番だと思うんです。嬉しそうにしている、イキイキしている。何事にも無関心だった人が、他人を思いやったり。そんな場面に遭遇すれば、どれだけしんどくても頑張れると思うんです。つまり、利用者が笑顔になれるような支援をすれば、自ずと職員もやりがいを感じられるようになり、結果的に、虐待が起こりにくくなるんですね。利用者の目の輝きや笑顔を取り戻すために、“与えられる生活”でなく、自分自身で“組み立てていく生活”を本人の希望をくみ取りながら、サポートしていくことが、私たちのやるべき支援の形だと思います」

2012年10月に施行! 障害者虐待防止法とは?

正式名称を「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」と言います。ここでは、本法律のポイントを抜粋しました。

■本法律の目的

虐待が障害者の尊厳を傷つけるものであり、自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから

- 虐待の禁止、予防、早期発見
- 虐待防止等に関する国等の責務
- 虐待を受けた障害者に対する保護
- 養護者の負担軽減、養護者による障害者虐待の防止に関する支援

などを明記

■虐待の定義

- 親などの「養護者」、福祉施設職員、職場の上司・使用者等による虐待
 - 「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「放置」「経済的虐待」の5つに分類。
- ※虐待の行為:障害者にケガをさせたり、ケガが生じる恐れのある暴行/障害者を衰弱させるほどに食事をさせない、長時間放置する/障害者に著しい心の傷を与えるような暴言、拒絶的な対応を行う/障害者にわいせつな行為をしたり、障害者にわいせつな行為をさせる/障害者の財産を不当に処分したり、障害者から不当に財産上の利益を得る

■通報の義務づけ

- 虐待を発見した人は通報しなければならない。特に、障害者の福祉業務に関係のある者は「虐待を発見しやすい立場にある」(第六条)ことを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 通報先:家庭内や福祉施設の場合は市町村、職場の場合は市町村もしくは都道府県へ届ける
- 通報をしたことにより、解雇やその他不利益を受けない

■通報を受けた場合の自治体の対応

- 虐待を受けた障害者の命や身体に重大な危険が生じる恐れがある場合、
- 市町村の職員は家族の許可がなくても自宅へ立ち入り調査や一時保護ができる。
 - 上記のため、必要な居室を確保しなければならない。

■相談窓口の設置

障害者や養護者の相談・支援を目的に、市町村に「市町村障害者虐待防止センター」、都道府県に「都道府県障害者権利擁護センター」を設置する。

「利用者はどう感じたか」 一つひとつふり返ること

日常支援の中にある “虐待疑惑”

「“虐待”といえば、殴る、蹴るなどの暴力や金銭横領など極端な例がイメージされるようですが、私たち職員には非常に違和感があります。なぜなら、そんなことはしていけないことだと皆わかっているからです」と開口一番。「福島第一育成園」施設長の角森佐岐子さんは、虐待者を罰することより先に「“その方にとって”適切な支援ができていないかを日々、冷静にふり返ることが虐待防止の要」だと話します。

とくに知的障害者は、コミュニケーションが困難な場合が多く、何がしたいのか、どんな生活を望んでいるのかは、職員が読み取るしか方法がありません。ともすれば職員のいいように誘導される恐れもあり、虐待につながりやすいのです。

日常の支援にみられる“虐待と疑われる行為”について角森さんに伺いました。

「重度障害のある方たちが一人で外出されると危ないので、外に出られないように建物の入り口だけでなく、フロアごとにもカギをかけています。命を守ることを最優先にやってきた結果、気が付いたらカギだらけ。これは虐待ではないでしょうか？」

経済的な虐待については「外出時の小遣いを職員が1000円と決めました。利用者はめったに外に出ることはありません。たまたま立ち寄ったコンビニに読みたい雑誌があったけれど我慢しました。昼食も、本当に食べたかったものは『お金が足りないので無理』と職員に言われ、それに従っています。こんな風に範囲を限定され、選択肢を奪われていることも虐待といえるのでは？」

角森さんが、次々と挙げる行為の背景には、介護や施設運営をスムーズにすることを最優先する職員側の考え方があるようです。

「利用者は、さまざまな選択を職員に

誘導されていても、それに慣れきっているので何も疑問に思いません。そうした行為が繰り返されるうちに、『同意の上』の行為と形を変えていきます」と盲点を指摘します。

人から人へリアルな経験を通しての教育が不足

職員が利用者を誘導していることに気がつかないこと背景には、「以前のように先輩から教えてもらう機会が少なくなったから」と角森さんは考えます。

「入所施設の職員は少なく、1人で支援にあたるのが多くあります。利用者との1対1の関係の中で、何が起きても、自分で判断・対処しなければなりません。さらに、職員の勤務時間も異なるので、全員が揃って話す機会もなく、共感したり、刺激を受けたりすることはありません」

それぞれ障害特性が異なるため、マニュアルが作りづらいといわれる知的障害者の支援。関係性をつくり、意向を読み取るなど高度な能力が、技術や経験がない若手の職員に求められている現状も、虐待の背景にはあるでしょう。

問いかけが、適切な支援につながる

「先日、自閉症の方が居室から外に出られ、ご近所から連絡があり、保護しました。その後で、職員に『なぜ、〇〇さんはそっちの方へ歩いていかれたと思う?』と問いかけました。すると職員たち



は、その方の普段の様子を思い出しながら一生懸命考えた末、『プールに行きたかったんだ』ということに気付いたのです。私は、こうした問いかけの繰り返しが、適切な支援につながると考えています。確かに、知的障害のある人の気持ちをくみ取るには、一朝一夕では難しい。けれど、どこに行く?何食べる?そんな日常の一つひとつの関わりを積み重ねから見えてくるものです。想像力をたくましくしながら支援をしなければならないと思います」

角森さんは、以前の職場の上司にこう教えられたそうです。「利用者の前に立ち、すべてを守ってあげるのではなく、後ろに立って倒れてしまわないように支えなさい。“倒れてしまわないように”という視点で支援を組み立てればいい」と。

振り向けば誰かに見守られているという信頼関係を前提に、利用者が自由に行動できる環境を確保できるなら、虐待は起こりにくいのではないのでしょうか。

親の認識も根気強く変えていく

地域でさまざまなサービスをうまく組み立てれば、大規模施設へ入所するより、はるかに自由でその人らしい暮らしを組み立てることが出来ます。虐待を受ける可能性も閉鎖的でない分、施設より少ないと考えられます。しかし、障害者のいる親の認識は必ずしもそうではありません。

「障害児のいる親御さんにとって、施設への入所は、ある意味“ゴール”です。『やっと施設に入ってホッとした』という声も聞かれます。そんな方に、私たちが『能力があるから地域に出て自由な生活を』と勧めてもなかなか理解していただけません。入所施設に入ること、なじみの商店街で買物することもできなくなる。本人の暮らしや人とのつながりといったものが遮断されるわけです。しかし、家族には、そうした認識はあまりなく、いまだに大きな施設の方が安全とい

入所更生施設「福島第一育成園」の
施設長

角森 佐岐子さん

う考えの方が多いのが現状です」

「障害者虐待防止法」の 落とし穴とは？

最後に障害者虐待防止法についての考えをお聞きしました。「通報義務ができ、行政が権限をもって立ち入り調査に入れることは大きな進歩だと思います。これまでなら、相談支援員は相談を受けても、お話しをお聞きするだけで、虐待者を引き離すなどの権限はありませんでした」

ただし、うまく活用しなければ、反対に虐待を助長してしまう可能性があることを指摘します。

「この法律は、家族や施設職員など支援者を取り締まるのではなく、支援者が支援をうまく行うためにつくられたと思うのですが、それが伝わりにくいことが問題です。通報や立ち入り調査などが強調されると、『何もしなければ通報されることもない』といった事なかれ主義に陥り、支援が難しい人は最初から受け入れない、施設内に閉じ込めておけば問題は起こらないなどと、人権擁護とは真逆の方向に進む恐れがあります。“地域に開かれた施設”を目指している途中で、逆戻りにならないよう注意しなければなりません」

しかし、通報が義務付けられたとして

も、地域住民に理解があれば、状況は変わってきます。

「施設職員が利用者連れて買い物をしました。その時、利用者は、お店の商品を壊しそうになったので、職員が制止しようと利用者をその場に押し倒したとします。虐待だと通報されるかもしれませんが、繰り返し街に出て、障害特性も職員の思いも知ってもらえれば、地域の反応も変わってくるはずですよ。虐待者と被虐待者、通報者の緊張関係でなく、障害者の虐待を防止し、人権を守るには、多くの人々が障害の正しい知識を持ち、人と人の信頼関係を社会で作る取り組みが大切なのだと思います」

福祉施設職員のための虐待防止チェックリスト

虐待は、体罰や性的暴行だけではありません。利用者のためを思っている行為が虐待になってしまうこともあります。日常の業務を今一度、チェックしてみる必要があります。

●差別

- 利用者を子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方をしたことがある。
- 障害により克服困難なことを、利用者本人の責めに帰すような発言をしたことがある。
- 利用者の行為を嘲笑したり、興味本位で接したことがある。



●プライバシーの侵害

- 利用者の同意を事前に得ることなく、所持品等を確認したことがある。
- 利用者の了解なしに居室、寝室に入ったことがある(入所施設)
- 利用者本人や家族の了解を得ずに、本人の写真や制作した作品を展示したことがある。



●人格無視

- 利用者と呼ばず捨てやあだ名、子どものような呼称で呼んだことがある。
- 利用者に対して、威圧的な態度や命令口調で話したことがある。
- 利用者を長時間待たせたり、放置したことがある。



●強要・制限

- 利用者の作業諸活動に対して、いたずらにノルマを課したことがある。
- 日用品等の購入を制限したことがある。
- 自由な帰省、面会、外出を一方向的に制限したことがある。

※一般社団法人大阪知的障害者福祉協会編集・発行「障がいのある人の尊厳を守る 虐待防止マニュアル」より引用

1

社会福祉基礎講座 (第4クール)

社会福祉主事資格認定講習の講座の一部科目を公開し、社会福祉について基礎から学べる「社会福祉基礎講座」(第4クール)の受講者を募集します。社会福祉について学習し直したい方、地域活動やボランティア活動にたずさわっておられる方などのお申し込みをお待ちしております。(なお、本講座は、社会福祉主事任用資格の認定には結びつきませんのでご了承ください)

- 参加対象者
 - 大阪市内社会福祉施設・事業所・機関職員
 - 大阪市内在住・在勤・在学者
- 日時 1)2012(平成24)年1月13日(金)、「医学一般Ⅱ②」、2)1月23日(月)「児童・家庭福祉論Ⅱ①」、3)1月23日(月)「医学一般Ⅱ③」、4)1月27日(金)「児童・家庭福祉論Ⅱ②」、5)1月27日(金)「福祉事務所運営論Ⅲ①」、6)1月31日(火)「福祉事務所運営論Ⅲ②」、7)1月31日(火)「児童・家庭福祉論Ⅲ」 ※1)3)5)7)は午後1時30分～4時30分、2)4)6)は午前9時30分～12時30分
- 講師 1)3)山本秀樹(本町診療所 所長)、2)4)村江 昇(盲児施設平和寮 施設長)、5)6)奥村 健(自立支援センターおおよど 施設長) 7)岩崎美枝子(家庭看護促進協会理事)
- 定員 各15人(先着順)
- 会場 大阪市社会福祉研修・情報センター 5階大会議室(西成区出城2-5-20)
- 参加費 無料
- 締切日 12月15日(木)
- 決定案内 12月下旬に受講証をお送りします
- その他 全ての講座にお申し込みいただく必要はありません。申込時に希望の科目の番号を記入ください
- 申込方法 下記の「申込記載事項」と希望講座(全て、または、選択の場合は講座番号)を記載のうえ、ファックス、ホームページからお申し込みください

●申込・問合せ先
 大阪市社会福祉研修・情報センター
 〒557-0024 西成区出城2-5-20
 ☎06-4392-8201 FAX06-4392-8272
 URL <http://www.wel-osaka.jp>

2

スキルアップ講座(第4回) ～ファシリテーション入門～ 明日からの会議が変わる!

「意見が出ない」「論点がずれる」「いつも同じ人ばかりが発言する」「何も決まらず時間だけ費やす」、そんな会議の運営をいませんか?この講座では、場を活性化し、参加者それぞれの持ち味を活かす、仕事に役立つ会議技術を学びます。

- 参加対象者
 - 大阪市内社会福祉施設・事業所職員

- 日時 2012(平成24)年1月30日(月) 午前10時～午後5時
- 講師 津村 薫(女性ライフサイクル研究所)
- 定員 40人(申込多数の場合は、抽選)
- 会場 大阪市社会福祉研修・情報センター 4階会議室1(西成区出城2-5-20)
- 参加費 2,000円
- 締切日 12月21日(水)
- 決定案内 1月10日頃に勤務先宛に郵送でご連絡します
- 申込方法 下記の「申込記載事項」と「職種」「役職」「福祉業務経験年数」を記載のうえ、ファックス、ホームページからお申し込みください

●申込・問合せ先
 大阪市社会福祉研修・情報センター
 〒557-0024 西成区出城2-5-20
 ☎06-4392-8201 FAX06-4392-8272
 URL <http://www.wel-osaka.jp>

3

社会福祉史の市民講座(第3回) 小橋カツエ、博愛社三代目社長 ～激動の時代、信念を貫いた社会事業家～

1933(昭和8)年に、夫 小橋実之助のあと博愛社三代目社長に就任した小橋カツエ。戦時体制下の厳しい社会情勢の中、数々の社会事業に取り組みました。立ち上がる困難や課題を、先見の明、信念、機敏な行動で乗り越えながら、博愛社のみならず大阪の社会事業をけん引してきました。本講座では、戦中・戦後の混乱期を中心に、小橋カツエの実践の歴史を学びます。

- 参加対象者
 - 大阪市内在住・在勤・在学者
- 日時 12月10日(土)午後2時～4時
- 講師 大野 定利(社会福祉法人 博愛社 児童養護施設博愛社 施設長)
- 定員 50人(先着順)
- 会場 大阪市社会福祉研修・情報センター 5階会議室2(西成区出城2-5-20)
- 参加費 無料
- 申込方法 下記の「申込記載事項」を記入のうえ、ファックス、はがき、ホームページからお申し込みください

●申込・問合せ先
 大阪市社会福祉研修・情報センター
 〒557-0024 西成区出城2-5-20
 ☎06-4392-8201 FAX06-4392-8272
 URL <http://www.wel-osaka.jp>

4

対人援助でのコーチング 「コミュニケーションの理解」

介護の専門職としてコミュニケーションを円滑に行かない、良好な対人関係の構築を目指します。また、リーダー職等は、対人援助をコーチン

グするうえでの必要な技術や考え方を習得する研修を実施します。

- 参加対象者
 - 大阪介護福祉士会会員及び介護福祉士、訪問介護員等
- 日時 2012(平成24)年2月18日(土) 午前10時～午後4時
- 講師 小山美智子(株C-plan 取締役 経営学修士(MBA))
- 定員 100人(先着順)
- 会場 大阪府社会福祉会館(中央区谷町7-4-15)
- 参加費 無料
- 決定案内 受講決定者には通知書を送付します
- 申込方法 下記の「申込記載事項」と介護福祉士会会員の方は会員番号、会員でない方は「一般」と記載のうえ、ファックス、郵送、ホームページからお申し込みください

●申込・問合せ先
 社団法人大阪介護福祉士会 事務局
 〒542-0012 中央区谷町7-4-15
 ☎06-6766-3633(受付:平日9:00～17:00)
 FAX06-6766-3632
 URL <http://kaigo-osaka.jp/>

5

こころの健康講座

大阪市こころの健康センターでは、市民を対象に「こころの健康」をテーマにした講座を開催します。

- 参加対象者
 - 大阪市内在住・在勤・在学者
- 日時
 - 第4回:2012(平成24)年1月24日(火) 午後2時～4時 「くらしのメンタルヘルス」
 - 第5回:2012(平成24)年2月20日(月) 午後2時～4時 「カウンセリングのいろは」
- 講師
 - 第4回:街 久(大阪市こころの健康センター 医師)
 - 第5回:下田 裕子(大阪市こころの健康センター 臨床心理職員)
- 定員 各100人(先着順)
- 会場 大阪市こころの相談センター(都島区中野町5-15-21 都島センタービル3F)
- 参加費 無料
- 締切日 各講座の2週間前まで
- 申込方法 下記の「申込記載事項」と「所属」(あれば)を記載のうえ、ファックスか電話にてお申し込みください。※精神保健福祉ボランティアの方は、その旨をお伝えください

●申込・問合せ先
 大阪市こころの健康センター
 〒534-0027 都島区中野町5-15-21 都島センタービル3F
 ☎06-6922-8520 FAX06-6922-8526

福祉職員のためのメンタルヘルス相談



～「しんどいな」と思ったら、まずお電話ください～

疲れやすい、やる気がでない、眠れない、対人関係がうまくいかない…など福祉の仕事に携わる方のストレスから生じるさまざまな問題の相談に応じます。



メンタルヘルス相談(予約制)

電話または来所(まずはお電話ください)
必要に応じて来所によるカウンセリングも行います。

▼相談直通電話 **お気軽にお電話ください**

☎06-4392-8639

大阪市社会福祉研修・情報センター 3階

- 住所:大阪市西成区出城2-5-20
- 相談日時:毎週土曜日 午前9時30分～午後4時
(祝日も実施。但し年末年始は休み)
※要予約、問い合わせのみ平日可
- 相談員:臨床心理士 ●相談料:初期相談無料
※秘密厳守します。

メンタルヘルス相談では、ご本人からだけではなく、周囲にいる同僚や上司の方からのご相談も受け付けています。

大阪市福祉人材養成連絡協議会のホームページ

「ウェルふるネット」をご利用ください

ウェルふるネット **検索** <http://www.welful.net/>

大阪市内の社会福祉に関する研修や調査研究等の情報を掲載しています。

- その1** 研修情報のキーワード検索、福祉分野別検索ができます。
- その2** 報告書・行政資料などを掲載しています。社会福祉に関する様々な報告書や資料を紹介しています。業務や研究等にお役立てください。
- その3** メールマガジンの携帯電話への配信も可能です。簡単に、お気軽に研修情報を取得できます。新メールマガジンの申し込みを受け付けています。

〈メールマガジン登録方法〉

※パソコンへの配信希望者は、ホームページ上の申し込みフォームから申し込んでください。

※携帯電話への配信希望者は次の手順でお申し込みください。

- ①携帯電話の受信制限をかけている方は、メールマガジンの配信元メールアドレス「jinzai@shakyo-osaka.jp」を受信できるように設定操作してください。
- ②右のQRコードを読み取り、空メールを送信してください。
- ③登録完了メールが届きます。



※購読料は無料です。
通信費は各自の負担となります。





釜ヶ崎の 不就学児童と地域②

本稿は三話完結の第二話です。

あいりん小中学校の設立について、日常的に不就学の子どもたちと接していた警察官はどのように思っていたのでしょうか。西成署防犯コーナーの女性警察官は、「あいりんの教育」第一集によせた手記に、こう記しています。

「『家庭の監護に期待のかけられない、これらの子どもにこそ、学校生活によってよい社会人となるように導いて頂きたい』が私どもの念願であり、『どうしても地域のいまの学校では無理というのであれば、これらの子ども達に適当な教育施設をつくってやって欲しい』これが切なる願いでありました」手記からは、子どもの家庭環境もよくわかります。

「いつ訪ねても保護者は留守ばかりなので、近所の人に気がねしながら夜昼、何回となく同じ家庭を訪問したものです。しかし、『どんな学校できるのや知らんけど、うちの子は、学校と聞いただけで逃げ出しますよって、やめときますわ』『あの子に働いて貰わんと生活がやっていかれへんの、どうしますねん』などと保護者の説得にも困難事がありました。時には、妻(子どもの母親)と夫婦別れして自暴自棄になっている父親の訴え、言うことをきかない子どものこと、生活の苦しさ等、尽きることのない親たちの聞き手となって、知らぬ間に夜も更け、11時を過ぎてやっと終電車に間に合って帰宅したことも再々でした。しかし、これだけベストを尽くした結果であっても、歩けない母親の看病をしなければならないA子、弟、

妹、3人の面倒をみなければならないB子など、その他いろいろな原因であいりん学園でさえも就学できない幾人かがいることは、何としても心残りでありました」

登校日のときは「(前略)受持ちの23軒の子どもたちの家を1つ1つ覗いてみました。既に、もう用意のできていた子どももいますが、中には、布団の中でぐうぐう寝ている子どももいます。顔を洗うよう洗面所まで連れて行き、『じゃ、おばちゃん帰るから早く行ってらっしゃいよ』と、私が靴を履いて帰りかけると、また部屋の布団の中へ潜り込みそうな気配、なかなか世話のやけることです。3年近くも通学しなかったのも、どうしても勇気が出ず、嫌がって、お母さんから、『早う行かんか! 巡査呼んできて縛ってもらう』と、げんこつ制裁を受けて泣きわめいていた。私は早速、この子に『今日は学校でおまんじゅうだけ貰って帰るんやから心配せんと行きなさいネ。』となだめて、ようやく得心させ、引っ張るようにして登校させました」

入学する子どもについて、規則上は次のように定められています。

「入学許可基準」には「本校の児童生徒は、いわゆる釜ヶ崎地区に住む学齢期の子供で、不就学になっている者である」。種類として「1. 戸籍のない者、2. 住民登録をしていない者、3. 地域の学校に籍はあるが長期に欠席して不就学の状態にある者、4. 欠席は割合に短期間であるが、在籍校の対策では就学せしめることが非常に困難で、その状態を続けると不就学になる危険度の高いもの」。その就学対策については「1、2については本校に就学せしめ、戸籍、住民登録の等の手続を促進せしめる」「3、4については、その実態をよく調査し、原則として在籍校に出席するよう指導する。3、4を本校に入学させる場合は、特に慎重に審査する」

入学相談では、住民票のない子、次に戸籍のない子が多かった。父親がいわゆる“飯場”をめぐる子どももいました。さらに詳しく見ると、在日韓国・朝鮮人の子ども、沖縄出身の子ども、被差別部落(同和地区)出身の子どもたちもいました。

家庭という点から分析すると、両親がいる家庭が54%、父子家庭30%、母子家庭が11%、その他が5%。母子家庭の場合、母子寮など、母子や母親に対しての援助がありましたが、父子家庭には、何の保護策もありませんでした。父親の中には、子をおんぶして土方をして、賃金をカットされた人もいました。

学校の現状に対する先生や生徒の気持ちについては、釜ヶ崎に1969年にできた労働組合、全港湾建設支部西成分会の機関誌に投稿された次の一文によく表れています。「理科室兼調理室兼被服室兼倉庫の部屋では、管理の問題で、よく不平の声が起こる。屋上兼運動場で球技をすると、ボールが落ちて通行人に当たるので、ボールは使用禁止となった。金網を、もう1メートル高くしてほしいと、4年越しに市に要求し続けている私たち、運動場が欲しいというところが、こんなささやかな願いですら、梨のつぶてである。万博には喜んで援助をする市当局であるのだが」。その万博の工事には、釜ヶ崎の子どもの父親たちが働いていました。

「開放される空間のない建物の中で、他校では使わなくてすむ神経をすりへらし、いがみ合い、ばらばらの教師。孤独と焦燥と絶望の中で、独善・無気力、ノイローゼ気味の教師が、ただいたずらに動きまわっている。一体どこに活路を求めて進むべきか。私はうめいている」

先生たちの中から自殺する人も出ました。それほど精神的に参っていました。そんな中、市内の同和地区から来た教師が「同和地区では、こんなこと1日たりとも許されない、なぜ釜ヶ崎は許されるんだ」と校舎の建設運動を始め、盛り上げていきました。公立の学校が、地域の人たちの要望書、署名、労働運動、教職員の要望によって、ようやく10年ごしで校舎を建てたという点を強調したいと思います。



※この稿は大阪市社会福祉研修・情報センターで開催された「社会福祉史の市民講座」の講演(講師:小柳伸顕 釜ヶ崎キリスト教協友会)の聴き取り(言葉については歴史的事実として当時の表現をそのまま使用しています)から抜粋したものです。

今月号の特集について
もっと詳しく知りたい方は…

「障害者虐待防止マニュアル」

◎野沢 和宏 編 他 PandA-J
2009年

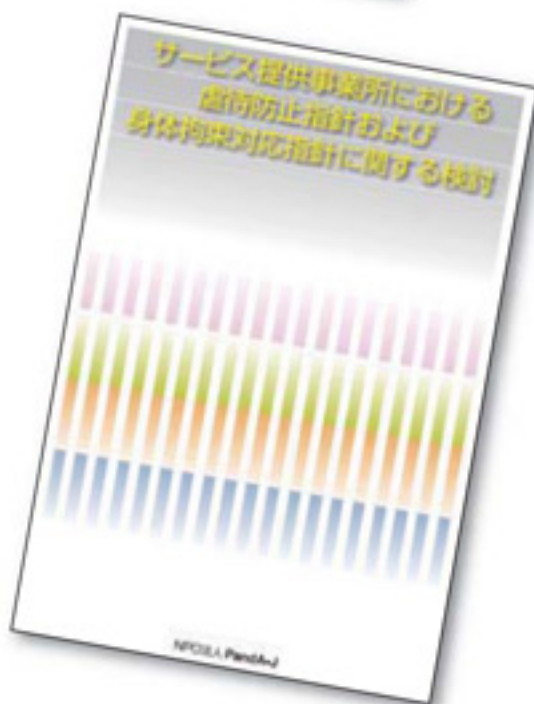
虐待防止マニュアルの作成及びソーシャルマーケティング視点を導入した「わかりやすい権利擁護および障害福祉情報」の開発と普及に関する研究の成果。末尾に「親のための虐待防止マニュアル」が刷りこまれている。



「サービス提供事業所における虐待防止指針及び身体拘束対応指針に関する検討」

◎PandA-J 2011年

障害者自立支援法にもとづくサービス提供を実施する事業所での、虐待防止指針および身体拘束対応指針が掲載されている。



- 大阪市社会福祉研修・情報センター2階の図書・資料閲覧室では、福祉に関する図書、視聴覚資料（ビデオ、DVD等）、雑誌等を多彩に揃えています。
- 貸出は図書5冊、視聴覚資料5本、期間はそれぞれ2週間です。
- ホームページから蔵書検索やDVDなどのリストがダウンロードできます。

<http://www.wel-osaka.jp/>

☎06-4392-8233

（開設時間：月～土曜日・午前9時30分～午後4時45分、受付は午後4時30分まで。図書・資料閲覧室の開館時間外は、当センターの開館時間内であれば1階事務室で返却できます。）

図書紹介

「きのこの先進認知症ケア」

◎西谷 達也 著 日総研出版 2011年

認知症高齢者の生の姿、施設職員の対応、家族の思いなどを、ときに感情的・感情的に、ときに客観的にマンガで描いた26の物語を収録。認知症ケアスタッフが知っておきたいポイントも掲載。



DVD紹介

「社会福祉士の仕事」

◎東京シネ・ビデオ 2010年

現場の取材をもとに、老人福祉施設、地域包括支援センター、社会福祉協議会、福祉事務所、などで働く社会福祉士の仕事が理解できるよう作成されている。活動領域が異なっても社会福祉士として共通したやりがいなどが表れている。



「ケアマネ業務のための生活保護Q&A」

◎六波羅 詩朗 著 他 中央法規出版
2011年

生活保護受給者に焦点を当て、ケアマネジャーが日常業務で疑問に感じていることを、わかりやすく解説。事例とQ&Aも掲載。権利擁護や低所得者向けの制度などについて加筆し改訂。



「生活相談員に必要な仕事力」

◎関西看護出版 207分 2011年

- ケースで学ぶ相談員の仕事 ～定義と事例から～
- 相談員 9つの視点
- 相談員 7つの仕事力 ●これが特養・デイの相談員 ～相談員の役割～
- 今後求められる相談員への期待



「介護職のための今すぐ知りたい医療行為実技ガイド」

◎服部 万里子 著 ひかりのくに
2011年

介護職にとって医療行為が日常的な状態になりつつあるいま、知っておくレベルからできるレベルへ、4種類のチェックリストも掲載。



「やさしい嘘と贈り物」

◎パナマウントジャパン 92分 2009年

孤独な日々を過ごしていたロバート。家の向かいに引っ越してきたメアリーという美しい女性に出会い、退屈だった人生が輝き始める。だがロバートには、ある「秘密」があった。



図書

- 「認知症のお年寄りが落ち着く 食事・排泄・入浴ケア」 雲母書房 2011年
- 「ダウン症者・家族が幸せに暮らすために」 晃洋書房 2011年
- 「手話通訳を学ぶ人の「手話通訳学」入門」 クリエイトかもがわ 2010年

DVD

- 健康づくりに役立つ運動:健康運動シリーズDVD 1~3 日本健康運動研究所 2010年
- 「楢山節考」 東映 2002年
- パーソンセンタードケア ライブセミナー エイチエル 2011年

～タバコをやめたいあなたをサポートします!～

喫煙は、肺がんをはじめとする多くのがんや心筋梗塞などの心臓病、歯周病などたくさんの病気の危険因子であることがわかっています。さらに受動喫煙といって周りの人の健康にも悪影響をおよぼします。



しかし、簡単にやめられないのがタバコです。それは心理的な依存とニコチン依存があるためです。今まで何度も挑戦して失敗している方も、決して意志が弱いからではありません。適切なサポートがあれば成功率はアップします。今まで禁煙しようと思ってもなかなかできなかった方!正しい知識と禁煙に役立つ情報を提供しながら、保健師があなたのチャレンジを支援します。ぜひこの機会に禁煙を始めましょう!

■禁煙教室の内容は?

- ①初回は、タバコ検査(尿中のニコチン濃度の測定・吐き出した息の一酸化炭素濃度の測定)の後、保健師との個別面接でご自身にあった禁煙方法を話し合います。
- ②禁煙開始から3カ月間、保健師が、禁煙継続に向けたアドバイスを電話、手紙などで行います。禁煙達成者には修了証をお渡しします。

■参加対象となる方は?

大阪市内在住で、禁煙に関心があり、できるだけ早くタバコをやめたいと思っている方。

■場所・日時は?

大阪市保健所で、毎月第3水曜日の午後から開催します。時間は別途ご案内いたします。

費用は無料です!

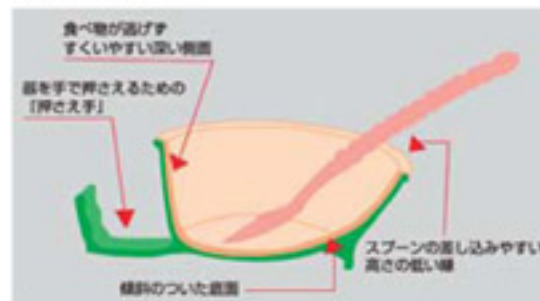
お申し込み・お問い合わせは…大阪市保健所管理課
☎06-6647-0650 (受付:午前9時～午後5時30分まで)

今月の
自助具

押さえ手付碗



資料提供:
HUMAN universal design office
岡田 英志さん



主な適応疾患・対象者

- 脳卒中等でお碗が持てない人。

機能・特徴

- 碗の外側が滑りにくいゴム製の樹脂で出来ている。
- 内側は斜めに傾斜しており、スプーンを差し込む側は、差し込みやすい低いふちになっている。反対側は深い側面で食材がすくいやすい壁になっている。
- 器の一部が食器を押さえるハンドルになっている。

使い方

- マヒした方の手又は腕を器の押さえ手の上に乗せ、器を固定して食事をする。

健康生活
応援グッズ

トイレの立ち座りを助けます!

スムーズな重心移動で、自然な立ち上がりができます



◎トイレエイド・ネオ

人間工学に基づいて設計された洋式便座用です。取っ手の位置と形状が、自然な体の動きで無理なく便座に座る・立ち上がるをサポートします。便器に直接設置でき、足元も邪魔になりません。

取り付けただけで、和式トイレを快適な洋式トイレへ



◎TOTOスワレット

ロータンク式の和式便器を大掛かりな工事することなく洋式の便器へ交換することができます。簡易洋式便器ですが、プラスチック製とは異なり陶器製でボウル面まで洗浄でき清潔に保てます。

大型ポータブルトイレも入り、手すりの高さ調節も可能



◎安全手すりワイド

左右の手すりの高さが別々に7段階調節可能な、ポータブルトイレ用手すりです。トイレストッパー付で、底板は抗菌樹脂ボードなので、汚した時のお手入れも簡単です。(ポータブルトイレは含みません。)

問合せ

社団法人関西シルバーサービス協会 事務局
〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54
大阪社会福祉指導センター2階

☎06-6762-7895 FAX 06-6762-7894
<http://www.kan-sil.or.jp>

総合相談コーナーからのお知らせ

高齢者や認知症、知的・精神障害のある方などの福祉や生活支援、権利擁護に関するさまざまな相談に応じます。

相談直通
ダイヤル

☎ 06-4392-8740

※(個人情報)相談でおうかがいした個人情報については、相談目的以外に利用することはありません。また、秘密は守られます。

開設日 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

総合相談コーナーは、日曜日、祝日(土曜日と重なる場合は除く)、年末年始は休みです。

専門相談(要予約)

総合相談・高齢者相談をお受けする中で、必要に応じて専門相談を実施しています。

※専門相談は、原則として来所相談で、事前に電話予約が必要です。

法律相談 毎週金曜日午後・第1木曜日午後
(弁護士による遺産相続、金銭貸借、損害賠償など法律に関する相談)

権利擁護相談 毎週水・木曜日午後(第1木曜日はのぞく)
(弁護士と社会福祉士による認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方や関係者からの、虐待や財産侵害、財産管理や成年後見制度などの相談)

認知症医療相談 月7回 (専門医による認知症の方や精神疾患の方の医療に関する相談)

そのほか、

税金相談 **保険・年金相談** **リハビリ相談** **住宅改造相談** もあります。

高齢者相談

高齢者やその家族の方から生活全般にわたる相談や、情報提供などに応じます。

☎ 06-4392-8181

相談日時 電話相談のみ
24時間365日休まず受付

パンフレット、カタログ、雑誌から会社案内等々

広告・デザイン・印刷のことなら

何でもご相談ください。

たとえば団体や催し物をアピールするためのパンフレットやフライヤー。作りたいものがあったとしても、それがなかなかカタチにならず困ったことはありませんか?そんなときは、アド・エモンにご連絡ください。当社が企画の段階から納品にいたるまで、各専門スタッフが的確にサポートし、あなたとアイデアをつなぐトビラになります。

お気軽にご連絡ください

TOTAL CREATION
AD.EMON
株式会社 アド・エモン

〒530-0045 大阪市北区天神西町8-19 法研ビル5F

TEL:(06)6362-1511(代) FAX:(06)6362-1510 E-mail:info@ad-emon.com

<http://www.ad-emon.com>

(広告)

高齢者生きがい就労支援センター 事業終了のお知らせ

高齢者のための無料職業紹介事業やヘルパー2級養成講座、高齢者グループによる起業への支援事業等を運営してきましたが、大阪市の方針により平成24年1月末で全ての事業を終了することになりました。

長らくのご利用、有難うございました。

2階 図書・資料閲覧室 臨時休室のお知らせ

当センターでは、書籍・資料などの整理・点検のため、次の期間、図書・資料閲覧室を臨時休室いたします。

なお、休室中の図書・視聴覚資料の返却は、1階事務室へお願いします。

休室日 平成23年12月27日(火)～
平成24年1月6日(金)

開館日・時間、休館日

開館時間 / 午前9時から午後9時まで(土・日曜日は午前9時から午後5時まで)

ただし、展示ギャラリー、図書・資料閲覧室、総合相談コーナー、成年後見支援センター、高齢者生きがい就労支援センターは午後5時まで

休館日 / 国民の祝日(土・日曜日と重なる場合は除く)、年末年始(高齢者やその家族の方からの生活全般にわたる電話相談は24時間休まず受け付けています)

●それぞれの開設日・時間

項目	直通電話番号	開設日(休館日を除く)	開設時間
会議室など利用の問い合わせ	06-4392-8200	毎日	午前9時～午後9時(土・日午後5時まで) (会議室の申込・お支払いは午前9時30分～午後5時)
研修関係の問い合わせ	06-4392-8201		午前9時～午後5時
図書・資料閲覧室	06-4392-8233	月～土曜日	午前9時30分～午後4時45分(受付は午後4時30分まで)
総合相談コーナー	06-4392-8740	月～土曜日	午前9時～午後5時
高齢者24時間電話相談	06-4392-8181	毎日(365日)	24時間
高齢者生きがい就労支援センター	06-4392-8221	月～土曜日	午前9時～午後5時(受付は午後4時30分まで)
成年後見支援センター	06-4392-8282	月～土曜日	午前9時～午後5時

※「福祉用具展示コーナー」「自助具展示コーナー」は9月末日に終了しました。

貸室ご利用の皆様へ

大阪市社会福祉研修・情報センターでは、貸室ご利用の皆様により計画的に便利にご利用いただくため、空室状況を公開し、FAXによる申込みを受付けています。

1 空室状況をホームページに掲載しています。

空室状況は、ホームページの「センターご案内」→「貸室利用のご案内」→「空室一覧」に、PDFで4カ月分掲載。

URL / <http://www.wel-osaka.jp/>

2 利用申込の受付は4カ月前からです。

利用日の4カ月前から、電話や直接窓口で予約いただいたうえ、所定の用紙で申し込みください。

受付時間は午前9時30分から午後5時まで

☎06-4392-8200

●FAXによる申し込み手続きの手順

FAXによる申込は、ホームページの「センターご案内」→「貸室利用のご案内」→「FAXでのお申し込み」に、申込手順を掲載しています。

FAX 06-4392-8206

※ファックスでの申し込み可能な期間は、利用日の4カ月前の午前9時30分から利用日の3日前までです。



交通 / ご来所には【市バス】【地下鉄】【JR】をご利用ください

- 市バス 【長橋二丁目】バス停すぐ
7系統(あべの橋～住吉川西)・52系統(なんば～あべの橋) 赤バス(西成西ルート)
- 市営地下鉄・四つ橋線 【花園町】駅(①・②出口)から徒歩約15分
- JR大阪環状線・大和路線 【今宮】駅から徒歩約10分

「ウェルおおさか」の主な設置・配布場所

区在宅サービスセンター(区社協)、区老人福祉センター、区子ども・子育てプラザ、区役所、区民センター、大阪市内の図書館、大阪市サービスカウンターなど

所在地 / 〒557-0024 大阪市西成区出城2丁目5番20号 電話 / ☎06-4392-8200 (代表)
 設置主体 / 大阪市 ファックス / ☎06-4392-8206
 運営主体 / 社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会 URL / <http://www.wel-osaka.jp/>

(テーマ)障害者週間

声かけて 聞いて支えて 見送って

人権啓発
キャッチコピー

升田 好見さん(平成22年度「人権啓発ポスターデザイン・キャッチコピー募集」事業 キャッチコピーの部 優秀賞)の作品です。



ともに生きる地域社会の実現を!